

# 高千穂町骨髄等移植ドナー支援事業

## 骨髄等の提供者をサポートします！



高千穂町では、骨髄・末梢血幹細胞移植の推進とドナーの負担軽減をはかるため日本骨髄バンクに登録し、令和6年4月1日以降に骨髄や末梢血幹細胞の提供をされた方と、その方を雇用している事業所を対象に奨励金を交付します。

### ◆対象者と奨励金交付額

対象者	奨励金交付額
【ドナー】 (公財)日本骨髄バンクが実施する事業において骨髄等の提供を完了した日に高千穂町内に住所がある方	1日につき2万円 (最大7日まで)
【ドナーが勤務する事業所の事業主】 上記ドナーが勤務する事業主であり、高千穂町内に事業所を設置している方(国、地方公共団体、独立行政法人及び個人事業主を除く)	1日につき1万円 (最大7日まで)

### ◆申請の手続き

骨髄等の提供日から1年以内に申請してください。  
申請書等は町ホームページからダウンロードできます。

#### 【ドナー】

- ・高千穂町骨髄等移植ドナー支援事業奨励金申請書兼請求書(様式第1号)
- ・骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証明する書類
- ・骨髄バンクが発行した骨髄等の提供に係る通院等を証明する書類
- ・同意書(様式第2号)
- ・奨励金の振込先銀行の口座番号を証明する書類

#### 【ドナーが勤務する事業所の事業主】

- ・高千穂町骨髄等移植ドナー支援事業奨励金申請書兼請求書(様式第3号)
- ・骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証明する書類
- ・骨髄バンクが発行した骨髄等の提供に係る通院等を証明する書類
- ・雇用関係等証明書(様式第4号)
- ・奨励金の振込先銀行の口座番号を証明する書類

### ◆骨髄バンクについて

一人でも多くの患者さんを救うには、一人でも多くのドナー登録が不可欠です。ドナーを待ち望む患者さんにとって、あなたの登録がいのちをつなぐチャンスになるかもしれません。《(公財)日本骨髄バンク HP <https://www.jmdp.or.jp>》

(お問い合わせ)

保健福祉総合センター 事務係  
TEL: 0982-73-1717